

第三十四回国会 地方行政委員会 議案 第十五号

昭和三十三年三月二十二日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 飯塚 定輔君 理事 田中 榮一君

理事 渡海 元三郎君 理事 吉田 重延君

理事 加賀田 進君 理事 阪上 安太郎君

理事 門司 亮君

相川 勝六君 加藤 精三君

金子 岩三君 龜山 孝一君

川崎 末五郎君 高田 富與君

津島 文治君 富田 健治君

三田村 武夫君 太田 一夫君

川村 繼義君 佐野 憲治君

野口 忠夫君

出席政府委員

自治政務次官 丹羽 喬四郎君

総理府事務官 奥野 誠亮君

(自治庁 財政局長) 長

総理府事務官 後藤 田正晴君

(自治庁 稅務局長) 長

委員外の出席者

総理府事務官 降矢 敬義君

(自治庁 稅務局長) 長

総理府事務官 鎌田 要人君

(自治庁 稅務局長) 長

大蔵事務官 大村 筆雄君

(主計官) 大村 筆雄君

専門員 圓地 与四松君

三月十九日

全日制市町村立高等學校教職員の退職手当全国通算に関する請願(堀昌雄君紹介)(第一二三〇号)

同(大平正芳君紹介)(第一二九六号)

同(安井吉典君紹介)(第一三七一号)

同(宇田國榮君紹介)(第一四四二号)

同(床次徳二君紹介)(第一四四三号)

消防法の一部改正案反対等に関する請願(辻寛一君紹介)(第一二九七号)

遊興飲食稅減免に関する請願(吉田重延君紹介)(第一二九八号)

電気、ガス消費稅撤廃に関する請願(大矢省三君紹介)(第一三六一号)

同(春日一幸君紹介)(第一三六二号)

三月十八日

地方公務員の退職年金制度実施促進に関する陳情書(大阪府議會議長村主好齊外八名)(第三九五号)

地方自治権及び地方財政確立に関する陳情書(茨城市議會議長吉田正治)(第四四〇号)

地方自治の自主性確保に関する陳情書(守口市議會議長石橋繁次)(第四四一号)

新市町村建設促進法の有効年限延長に関する陳情書(仙台市勾当台通二十七番地宮城原町村議會議長長中川清)(第四四二号)

町村財政の確立に関する陳情書(東京都千代田区永田町一丁目十七番地全国町村会会長山本力蔵)(第四四三号)

同(松山市一番町愛媛県自治会館内愛媛県町村会会長末永芳朗)(第五三六号)

地方制度の改革に関する陳情書(東京都千代田区永田町一丁目十七番地全国町村会会長山本力蔵)(第四四五号)

同(松山市一番町愛媛県自治会館内愛媛県町村会会長末永芳朗)(第五三八号)

新市町村建設促進に関する陳情書(東京都千代田区永田町一丁目十七番地全国町村会会長山本力蔵)(第四四六号)

たばこ消費稅の譲与稅化反対に関する陳情書(東京都北多摩郡町村議會議長會長佐藤瑞彦)(第四五〇号)

教育関係債の増額に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五一号)

消防施設の強化に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五一二号)

地方債の利率引下げに関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五一三号)

固定資産稅の減取補てんに関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五一五号)

積雪寒冷地における固定資産稅の課稅是正に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五一七号)

新市町村建設促進等に関する陳情書(松山市一番町愛媛県自治会館内愛媛県町村会会長末永芳朗)(第五三七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

地方稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

臨時地方特別交付金に関する法律案(内閣提出第三八号)

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

地方交付稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三号)

〇濱地委員長 これより會議を開きます。

地方稅法の一部を改正する法律案、臨時地方特別交付金に関する法律案、

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案及び地方交付稅法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。質疑の通告がありますので順次これを許します。川村繼義君。

〇川村委員 私は、きよりは地方財政法の問題について少しばかり御意見を聞いておきたいと思ひます。その前に、大臣がおられませんかけれども、この前私が聞きました国民健康保險のことについて、ちよつと聞いておきます。

先ほど自治庁の方から国民健康保險事業の状況という資料をいただきました。これでよく現状がわかつたわけでありませんが、私はこの前国民健康保險の仕事が相当地方財政に影響を与えているのじゃないか、このまま捨ておいたならば、皆保險というよりな國の政策が實現される場合に、やはり地方財政の負担という点からいへば大へん心配になる。保險事業が順調に運営できるかどうかということは大へん心配するものであるというよりなことで、何か全国的に實施される皆保險については、やはり財政需要という面で見ても、必要はないかとかいふような点を、一、二お聞きしたいわけでありすが、この点についてちよつとさらに簡単に

お聞きしておきたいと思ひます。この

いたたきました資料を見ますと、三十三年度は大体経営団体が八二%を占めておつたが、三十四年度は八九%となつておると、非常に順調に實施されておる傾向が見受けられるのでありま

す。ところが、さらにこの資料によりますと、大體經營の状況から見ていくと、取りまとめ四十二億くらいは一般會計から負担をしておるといふ状況が出ております。この点が大へん心配になるわけでありまして、この前自治庁長官は、何とかこれを財政需要で見たいと、いろいろな形に自分はいたい、いろいろのことを答弁しておられたと記憶いたします。この点について、きょうは大臣おられませんが、政務次官にもさらにお考えを聞いておきたいと思ひますが、御承知の通り、診療費等については二割の国庫補助が出ています。それから五分の調整資金が出ています。一割程度地方の財政需要で見やるか、あるいは五割の調整交付金の率を、厚生省と十分折衝されて一割くらいに引き上げるといふような、いろいろ重要な点を考えていかなければならぬと思ひますが、この点のようにお考えになっておられるか、もう一度一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○丹羽政府委員 たいまい川村委員からの御質問は、国民健康保険の經營の不完全な団体につきまして、その健全化をはかるために自治庁としてはどういふように考へるかという御質問と存する次第でございます。その点につきまして、ただいま御承知のように二割の国庫負担があるわけでございますが、それにプラスいたしました五割の調整交付金で、その貧弱団体に対する不足を補うという制度を設けまして、その率でただいま補足をしている次第でございますが、それでもまだ足りない部分につきましては、もう少しその

率を上げたらどうかという問題であるかと思ひます。自治庁といたしましては、できるだけ赤字會計の健全化をはかるために、あるいはあと五割くらい引き上げたらどうかということにつきまして十分検討いたしまして、そしてできるだけ健全化に資したい、こう思つておる次第であります。

○川村委員 今の經營の全般的の状況を見ると、その心配は要らないだろうとも思われます。ところが、これが全国に実施されるということになって参りまして、おそらく皆さん方がおくみ担つておられないような地方住民の負担というふうなもの、あるいは国民健康保険に対する考え方というものがやはりまだ十分なものがないか、何かや下手なところ、これが非常に苦境に立つていくということも一応考へて、何とかその点、自治庁としては関係の厚生省等と十分折衝して、せつかつくの国民健康保険が円滑にうまく利用されるように、經營されるように、これはぜひとも一つ大きな課題としてお考へ願ひたい。

率を上げたかどうかという問題であるかと思ひます。自治庁といたしましては、できるだけ赤字會計の健全化をはかるために、あるいはあと五割くらい引き上げたらどうかということにつきまして十分検討いたしまして、そしてできるだけ健全化に資したい、こう思つておる次第であります。

○川村委員 今の經營の全般的の状況を見ると、その心配は要らないだろうとも思われます。ところが、これが全国に実施されるということになって参りまして、おそらく皆さん方がおくみ担つておられないような地方住民の負担というふうなもの、あるいは国民健康保険に対する考え方というものがやはりまだ十分なものがないか、何かや下手なところ、これが非常に苦境に立つていくということも一応考へて、何とかその点、自治庁としては関係の厚生省等と十分折衝して、せつかつくの国民健康保険が円滑にうまく利用されるように、經營されるように、これはぜひとも一つ大きな課題としてお考へ願ひたい。

それと同じ資料の状況によりまして、昭和三十三年分で見ても参りますと、直診勘定が七億八千万程度繰り入れられておると、それから事業勘定には三十四億くらい普通會計から繰り入れられておると、この状況を見るに、これはもういろいろ事業形態の大きさがあるから直ちに言えないかも知れませんが、何か直診勘定でやつておると、病院等を持ってやつておると、そういうものの方が經營上はうまくいっているように見受けられますが、この点はどうでござ

いますか。これは財政局長でも、おわかりでしたらお聞かせ願ひたい。

○奥野政府委員 国民健康保険事業を執行している団体が、他方において病院經營をいたしております場合に、保険給付にあつたての診療費の請求、この点について正確を期することができると考へておられるので、やはり經營上はその方が適正を期しやすかといふような姿になつておられるのでございませう。ただ、診療所でありましてベッドの敷も少ないものから、經營的には成り立ちがたい、いろいろ問題がございませう。従いまして、診療所については、一般會計である程度の負担をして、一般會計でないような、かような考へ方を持つておられるのでございませう。病院というところになつて参りますと、ベッド数が相当多くなつて参ります。従つてその經營も自然独立採算が大体において可能だと思ひます。診療所と病院とにおいて、そういう違いはありますが、いずれにいたしましても、市町村が自分でそういうものを持つておられる場合には、報酬請求にあたりまして、大体において水増し等のような問題もございませうので、運営は比較的適正を期しやすかといふ長所はあろうか、かように考へておられるのでございませう。

○川村委員 そういふと、全部の市町村にそういう病院を作れといつてもこれはまた不可能なことかも知れませんが、できるだけ都市形態の町村にはそういうような病院を作らせるといふことは、これは国民の健康を守るという面から考へても、人口密度の高いうようなところには、そういう直營の病院等を作らせるといふことはいいこ

となんですね。そう考へていいと思ひますが、これによりまして、三十二年度と三十三年度とを比べると、相当病院数が増加しておると、百十五も増加しておりますから、おそらくいろいろような病院を直接經營したいといふような市町村は相当出ておられるのではないかと思ひますが、この病院經營についてどういふお考えをお持ちでございませうか。あんまりたくさん病院を市町村で考へておられるのか、あるいはこれは非常ないいことだと考へておられるのか。言葉をかえて申すならば、自治庁としては奨励する考へ方に立つておられるかどうか。これは厚生省あたりの考へも十分聞きたいと思ひます。この点一つ聞かせてもらいたいと思ひます。やはり經營の内容を考へてみて、あるいは相当人口の密度の高い都市あたりで、みずから病院を經營するといふことは、やはり国民の健康管理の上からも非常に重要なことだと考へられますので、私、そういう疑問を持つて率直なる御意見を聞いておるわけですか。

○奥野政府委員 公立病院を整備するといふ意味で、現に厚生省からも補助金が交付されておられるわけでありませう。地方債の面につきましても、公立病院が整備されるように配慮しておられるのであります。ただ現状を率直に申し上げますと、地域的に病院が集中しては共倒れの問題が起つておるといふ点が一つございませう。もう一つは、病院の地方債につきましても、償還期限が短い。現実の耐用年数と合致して考へた場合には、開設当初において資

金的にかなり苦しい状態に置かれておると、そういうような問題はぜひ解決をしながら、公立病院の整備に今後とも力を尽していきたいものだ、かように考へておられるのでございませう。

○川村委員 大へんけつこうだと思ひますが、そうならば、本年の地方債計画について私はちよつと疑問が出てくる。病院經營に対する地方債は、昨年同様十二億、同じ額だと思ひます。そういうお考えであれば、やはりもう少し地方債計画の上についても手厚くしてやるということが必要じゃないか。また従来の償還期限等が短いということであれば、そういう点をうんと引き延ばしてやる、そういう事業を大きく伸ばしてやるということが必要じゃないかと思ひます。その点については少しお考へて実際の施策というものズレがある、手ばかりがあつた、こう考へざるを得ないので、その点はどうですか。

○奥野政府委員 病院の地方債につきましても、別途厚生年金の還元融資を行なつておられるので、厚生年金の還元融資を受けられないような地域につきましても、一つ地方債でめんどうを見ていこう、こういうことになつておられるわけでございます。従いまして、厚生年金の還元融資につきましても、三十四年よりも三十五年はさらにその金額を増額しておられるのであります。別途數十億円の病院起債といふものを計上いたしておられるのでございませう。

○川村委員 厚生年金の面で十分見ておるといふことですね。とにかくそういうような点につきましても、償還期限の点について十分検討を加えてもらつて、これは他の私立病院等の関

係がありまして、その簡単にいく仕事でないということもわかりますけれども、やはり国民健康保険の経営を健全化するという意味においては、そういう点も十分配慮してもらいたい。それから先ほど申し上げましたように、国の負担率もできるだけ引き上げていくように、そして普通会計から繰り込んで、一般の地方財政にこういう面で圧迫を加えないように、一つ十分努力してもらいたい。これだけ一つこの健康保険についてきょうはお願いしておきます。

次に、地方財政等の問題について

二、三点お聞きしておきたいと思えます。地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案が提案されております。これをちよっと見て参りますと、第一点として、年度間の財源調整という問題が取り上げられておるようでありまして、これを見て、こういう感じがしておるのです。地方自治体に対して、こういう財源が余ったような場合には、それを使うほかに、たとえば積立金をするところの大体の基準を示しておる。今度はその積立金を取りくずす場合の何項かを規定しているわけですが、こういうふう

にきちつと積立金の取りくずし等について国があまりに縛りつけることがいいのかどうか、それがまず第一に疑問になってくるわけですが、この点についてはまず自治庁のお考えを聞かしてもらいたい。

○奥野政府委員 年度間の財源調整について若干規定を整備しているわけですが、積み立てた金を取りくずす場合に、別に自治庁の承認を受けなければならぬという規定は設

けていないわけでありまして。しかし、せっかく積み立てたものが全く自由自在に取りくずしができるのだという点では、また意味がございませんで、取りくずし得る場合を限定して列挙しておるわけでありまして。しかし、ある程度弾力的な運営はできますので、考えようによつては、それほど窮屈な規定でもないということになるかかもしれません。しかし私たちが窮屈に考えて運用してもらいたい。しかしながら、あえて許可にからせるといふような考え方は持っていないわけでありまして。

○川村委員 これを見て参りますと、地方交付税の額と基準財政収入額の合算額が、基準財政需要額をこえた場合、または当該年度の一般財源が前年度の一般財源より上回っておる場合の超過額、それが義務的経費の必要増額を著しくこえる場合には、これこれこれに使えとある。この著しくこえる額といふものは一体どういふ形になつてくるのか、あるいはどのような場合が著しくこえる額であるのか、これが私の一つの疑問であります。それから著しくこえるという場合に、積み立てなければならぬという事態になつたときには、一体それがその認定をするか。これは一々自治庁に相談して、これだけ余りました、だからしてこれはこういう面に積み立てておきますよるか、あるいは使つていい分かというよりな格好で相談するかどうか、その辺のところはどうなりますか。

○奥野政府委員 著しくこえることなるかどうかといふことは客観的な問題だと考えております。なおまた積み立てる部分につきましては、一種の訓

示的な規定でございまして、別に自治庁に相談するとかどうかという点ではございませぬ。財政運営にあつたて地方団体が守つていかなければならぬ心がまえといふものをはずりきりこにうたつておるのだ、かように考えておるわけでありまして。

○川村委員 そうすると、著しくこえる額、余つた、積み立てられるところの金が出てきた。これこれの理由によつてこれは積み立てなければならぬ金である。そのときには、自治庁に一々相談してやるわけじゃない、こういうことですね。——その点はよくわかりました。そうすると、あなたがさつきおっしゃつたように、何も自治庁が一々これを縛りつけていこうというふうな意図はないという気持もそれでよくみとれるわけでありまして、もしもその場合に、その金を積み立てないで、ここに規定しておるような処置をとらなかつた、こういうことになりましたら、どうなりますか。

○奥野政府委員 地方財政法に違反する財政運営をやつておるといふことになるわけでありまして。地方財政法に違反する行為を行つた場合についての制裁的な規定が若干地方財政法の中にあるわけでございます。またそういうものについては自治庁長官が必要と考へれば、財政運営について助言を行なうことができるということになつてこ

うかと思ひます。

○川村委員 そうすると、かりに財政法のもういふような違反的なものに触れないでも、自治庁長官からいろいろ助言を受けるといふことになりまして、これは法がある以上は当然の事柄かも知れませんが、そういうふうなものは、地方団体ではやはり議会の議決を経なければならぬ問題でありまして、そうすると、議会が自分たちの意思に基づいて議決をして、何と申しませうか、議決権を行使してきめたものは、それについてまた自治庁から、それは間違つておる、財政法違反だ、こ

ういふようなことでも出ていかれることもあり得る、こういうふうなことで差しつかえありませんか。

○奥野政府委員 非常に財政が混乱に陥るとかいうような大きな問題になりました場合には、積極的に助言する必要もあろうかと思ひます。しかしながら、別段その議決を取り消すとかどうかというふうな権能は持っていないわけでありまして。

○川村委員 そうすると、大まかに言つて、今度のことに規定されるものは、一つの訓示規定、そういうふうな考へて差しつかえありませんか。

○奥野政府委員 その通りであります。

○川村委員 そうすると、次のようなものに積み立てるというふうなことで大体の規定をしておる。それから積立金を取りくずす場合には、これこれのものに使へ、そのほかに取りくずしてならぬといふような規定が生れてくるわけでありまして、ここに書いてないような、何か地方団体が必要とする単独的な事業でもやろうとした場合に、議決をして、それを実行するといふことになれば、これはもう異議がない、やむを得ないのだ、こう考へて差しつかえないことになりまして、そういうふうな理解しておいてよろしゅうございませぬか。

○奥野政府委員 この規定全体があくまでも地方団体の良識に訴へておる規定でございませぬ。従いまして、御指摘のような問題でありまして、たとえば、第四条の四の三号に、「緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき」と、かなり幅の広い取りくずしの規定を置いておるわけ

でございます。必要やむを得ないかどうかといふことは、当該団体が認定するわけでありまして、また客観的にその認定が妥当かどうかといふ批判はあろうかと思ひます。あくまでも良識に訴へて財政の健全化をはかつてもらふようにわれわれとしては努力をしていきたい、かように考へておるわけでありまして。

○川村委員 わかりました。それから二十七条の二、都道府県が市町村に負担させてはならない経費、あるいは同条の三、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費、こ

ういふような新しいものが出て参りまして、大体その内容は政令で定めるといふことになっております。先ほどい

ただいた施行令の一部を改正する政令案要綱案によりまして、いわゆる二十七条の三に規定する大体の問題点としては、(一) 市町村の職員の給与その他

のですが、もう少しこの内容の考え方を開かしていただけないか。

○奥野政府委員 市町村の住民に負担を転嫁してはならない。具体的事項を、さしあたり限定的に政令で決めていきたい。かように考えておるわけでありませう。たとえば学校の経費につきまして、それが考えましても、修繕費までPTAに負担をさせることは、修繕費ではない、しかし切れると思つておるわけでありませう。しかし父兄がピアノを寄付したいという希望を持っており、またピアノの寄付について必要な金を、特に有志の者がその能力に応じて積極的に負担をしたいというような心がまえがあるのに、学校の備品だから公費でまかなわなければならない、それはいけないのだと頭から法律で否定してかかることになってしまう。私たちが無理があるかと思つておるわけでありませう。やはりこういふ性格のものは、それぞれ具体的に事項に触れまして、常識的な判断で、これは当然公費で負担をすべきであつて、寄付金等でまかなわれるべきものではないのだ、そういうような常識的な運営にゆだねていかなければならぬものが多いと思つておるわけでありませう。そこで今回は、税外負担を解消していくというような精神を強く打ち出していきたい。そうして漸次財政の秩序が、法律が期待いたしておられますように確立されていくことを私たちはねらいたいものだ、かように考えておるわけでありませう。

なお、こういうような規定を設け、政令で負担転嫁の配慮項目を定めておられます。なお非常な無理が行なわれるという場合には、非常に無理だと思われような事項をさらに取り出しまして、政令に追加をしていく、そうして漸次財政の秩序というものが確立されるように努力していきたい。一挙に何もかも法律で縛つてしまふというものは、問題によりましては、かえつて無理をしいるといふことにもなりかねませんので、漸進的に進んでいくべきものだろう、かように考え方を持っておるわけでありませう。

○川村委員 この政令の内容に考えられた一つの基本としては、漸進的に進めたいということですね。その点ならある程度了解できます。なるほどお話しのように、校舎の修繕をしたりなんかするまで負担させる、これはもつてのほかの話でありませうけれども、ピアノを買つたり、あるいはテレビを買つたり、そういうものをお話しのように全部公費でやれというのは確かに無理なところもありません。無理なところもありませんけれども、大体地方の市町村のピアノとかオルガンとか、あるいは今よく使われてきておりますテレビとか、いわゆる教材費とでも申しますか、こういうものはほとんど市町村から出していいのです。

〔委員長退席、飯塚委員長代理着席〕

これは市町村の実態によつてだいぶ違いますけれども、いなかの市町村あたりでは、大いこれは父兄の負担で買つておるわけですね。そういうのが非常に多いから、この辺はごときで、たとえば一つの学校に対してピアノ三台までは公費でやれ、それ以上は父兄の負担でやるのが差しかえないといふような線が引けるものではないか、ありませんけれども、この点は、

やはり父兄負担の軽減ということから考えると、行政的にも財政的にも十分考えてもらわなければ、いつまでたつても、父兄負担の軽減にはならないのじゃないか。今ここにいたしておる資料によりまして、大田市町村で支弁すべきである学校経費を住民が負担しておるものが、大抵百四十億程度に上つておる。これは三十四年の文部省の調べになつておるわけでありませう。調査局から出しておられます資料で、そのほか市町村の負担分を見て参りますと、膨大な額に上つておるわけでありませう。今度自治庁の方で、長い間の懸案として財政計画の上に九十億程度の父兄負担の軽減ということを考へて処置してもらつておられますけれども、もちろんこれは十分ではないと思つて、どういふようなことを考へて参ると、やはりこの政令の内容というものは十分に一つ検討してもらつて、それに対処できる態勢を一つとつてもらいたい。この政令の要綱の中を見ても、校舎の維持、修繕に要する経費ということは考へておられますけれども、校舎の建築等は考へてないけれども、これはなかなかはどうしてお入れにならなかつたのですか。校舎の建築などはまづ先にお入れになる必要があるのじゃないかと思つておられますが、どうですか。

○奥野政府委員 お話しのように、校舎の建築費は当然公費でまかなうべきであると思つておる。ただ部落などによりましては、かたがた集会所などにも使いたいからもう少し規模の大きいものにしようがないか。ついでには部落有林野を伐採してもいいじゃないか、こういうような話もあつたと思つておる。

で、一律的に禁止項目の中に並べるとはいかぬのであろうか、こういうふうに考えたわけでありませう。いづれにいたしまして、今回は、都道府県や市町村が財政運営をしていく上についてどういふ配慮をしなければならぬか、そういうことを非常に強く打ち出したい。場合によつては政令や法律で転嫁が禁止されるのだ。そこまでの強い精神が出されていくということ、今後の運営に非常に大きな影響を与えてくるのじゃないか、こういうふうには私たちが考へておられます。

○川村委員 なるほどそれはそうかもしませんが、この校舎等の建築に父兄が負担する分が非常に多い。これは全市町村とは申しませんが、今お話しした通り、確かに部落が持つておる部落有林といふものが、そういうものを寄付したりいふような場合もあるかもしれません。しかしそれは山間地帯の市町村ならいざ知らず、そうさらにあるものではないかと思つておる。これはどういふことになつておるのか、具体的によく説明していただきたい。これは第三條の六項、「自治庁長官は、前二項の規定により財政再建計画の変更について承認を求められた場合においては、当該変更に係る財政再建計画が当該財政再建団体の財政の合理的な再建の達成に支障がないと認められる限り、その行政について合理的かつ妥当な水準が維持されるよう配慮するものとする。」どうも何か非常にばつとたような感じを受けます。一体そういうような進んだ、うまうまといつておる団体については、再建団体としての再建債の処置についてどういふように考へておるのか。その財政再建計画についてどういふような態度をとりつてお

るのか。何かこの辺をちよつと説明してもらわなければ、これを讀んだだけでは、ぐるぐる回つてしまふような感じを受けるのです。どうぞこの点を一つ説明していただきたい。

○奥野政府委員 財政の立て直しをする場合に、当該自治団体の側では、再建団体になった場合には、事ごとに自治権が制約されないだろうかというよりな心配があるようにございます。その結果、赤字混乱に陥つてゐるのに、いつまでもやるべき再建計画が立たないままです。反面また再建計画の承認なり、変更の承認なりの事務を扱う側におきまして、ただ赤字を早く消さしたいというようなことで、いろいろ当該団体としては単独の仕事などもくわむわけでございますけれども、そういうことについてなかなか承認を与えない、こういふような例もあるようにございます。両者につきまして、再建計画の樹立とか、あるいは変更とかいふようなものは、そういうものではないのだということをはつきりしておきたい、こういふふうな考え方からこの規定を置いたわけがあります。赤字に陥つた場合に、再建計画を立ててほんとうの立て直しをはからなければならぬ。はかる場合には、何が何でも自治権が侵されてしまふのだという性格のものではないのだ、また再建計画の承認を扱う側でも、ただ赤字を消せばよろしいのだというふうなことでその事務を行なつてはならない。やはり行政について合理的かつ妥当な水準が維持されるようなことを配慮しながら、再建が達成されるように協力をしていくべきものだ

というふうな筋道を明確にいたさうというところを考へておるわけでありませぬ。

○川村委員 今お話を聞いてみると、それは従来と同じではありませんか、違いますか。従来もやはりそういうふうな考え方で再建団体を指導してこられたのじゃありませんか。こういふ規定を置かれたということは、結局、そういう再建の見通しが非常によくなくなつたという一つの例を考へてみた場合に、再建団体について何かゆるめる考へ方で、再建団体の自主性が今まで非常に押えられておつたといわれるのが、それを取り除いてやる考へ方でこの規定を置かれたのですか。今お話を聞いてみると、前と同じじゃないかという感じを受けるのですが、どうでしょう。

○奥野政府委員 財政再建促進特別措置法を制定したときには、御指摘になりましたように、自主性を十分尊重していきたいということも考へておつたわけでありませぬ。しかし、法律の条文の中には必ずしもその言葉が表れていないわけでありませぬ。その結果、今申し上げますようないろいろな危惧なりあるいは運営上の欠陥なりがあるわけでございますので、そういうことを排除いたしますために、その精神をはつきり法文の中に表わしていきたい、かように考へておるわけでありませぬ。

○川村委員 精神が法文に出てきた。しかし実際がその通りに動くかまた疑問になつて参りますね。どうでしょう、八年なら八年の再建計画を立てておる団体、それが財政を非常にうまく切り盛りしてその赤字を消していつて健全な方向に進んできた。大体五年か

六年くらいでりつぱに達成できた。このうらうらきに、三年なり早まつたわけです。再建計画が達成された。そういう場合には、たとえば今まではよく自治庁が再建債を繰り上げてやつてしまへ、こういふ指導をしておられたわけです。そういう場合に、そう考へないで、りつぱに再建団体からはずしてやつて、しかも八年なら八年で返すやうになつておつた再建債は、やはりそのまま返すやうにして、せつかく立ち直つた再建団体のその後の財政運営あるいはその団体の行政水準を引き上げ、こういふ方向に持っていく。そういう考へ方などはこれには全然含まれていないわけですか。そういうのは検討されていいのですか。その点はいかがですか。

○奥野政府委員 今まで、お話のありましたように、かりに八年の再建計画を樹立した。しかしその間に相当な増収があつたので、その増収で再建債を消してしまへばそれで片がつく。しかし団体としては、いろいろやらなければならぬ仕事も赤字のために押えてきたわけだから、若干は単独事業をやつて行政水準を上げたい、そういう場合に、頭からそれを押えてしまへないで、むしろその希望をいれながら再建期間を八年としておいて、その間に行政水準の引き上げのために増収分を使つていつてもよろしい、それが合理的かつ妥当な水準が維持されていく上に必要なそれを承認すべきだ。こういうことがこの法文に書いてあるわけでありませぬ。もとよりその団体が増収分でも全部再建債を償還してしまへば、もはや再建団体がなくなるわけでありませぬ、完全な自主性を回復した団

体になつてしまふわけでありませぬ。そのことはもとよりこれを否定するものではありません。むしろ望ましいかも知れません。そうでなくて、増収分を財源として積極的に仕事をしていくという場合にも、それが合理的なものである限りは承認しなければならぬのだという考へ方を再建法の中に打ち出さう、こう考へておるわけでありませぬ。

○川村委員 今のお話でやはつきりしたやうであります。承認しなければならぬ、そういう考へ方でこの後の運営に当たるといふことをここに持つてきた。そういうことでありますが、これを讀んだだけではどうもわれわれのような者には、何をしようとしておるのか、何を考へておるのかびんとこないのです。一つ運営は誤りないやうに、今まで再建団体等について非難を受けておつた再建法のそういう状態が早くなくなるやうに、十分努力して運営に当たつてもらいたい。

それから二十四条でしたか、地方公共団体は専売公社とか、国有鉄道とか、こういふものに対して寄付金等を出してはならぬ、こういふ規定がありましたね。これは当然なことでございますが、こういふ場合はどうなるか。地方の市町村で、郵便局の中に電話局が一緒にある、宿借りしておつた。そこで電話局を一つ独立して、電話の効率を發揮してもらいたい。こういふ考へで電話局の新設等を考へている市町村がよくあるやうです。しかし、これは電電公社と郵政関係の方で、非常にこまかな入り組んだ問題があるやうに聞いております。この点はよく知りませんけれども、そういう問題がある。そ

ういうときに、その町なら町から、独立の電話局を作つてくれ、こう言いますと、必ず、一休敷地は寄付するの、か、建物を寄付するの、か、こういふもの、か、ところが、そういうやうなものに対して寄付してならぬということになりますと、じゃ建てませぬよということになつてしまふ。これは自治庁だけに聞いてもわからない問題かもしれない。電電公社等の経営方針ということもやはり聞かなければならませぬけれども、そういう問題が出てくるのです。そういうものはどういふふうな解決していこうとするのか、その点一つ御意見を聞いておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 御指摘のやうな事例を防ぎたいのが、こういふやうな負担区分をはつきりさしていきたいという念願で私たちが始めた事情でございます。興味につけ込むでも申しませぬ。弱味につけ込む、それじゃ敷地を提供しない。自衛隊を持つてきたい、それじゃ土地を提供しない。こういふことが昔からあつたわけでありませぬ。そういうことから、国と地方との間で負担区分を確立して、こういふ場合には地方団体は金を出してはいけないのだというやうな規定が設けられてきたわけでありませぬ。今のやうな事例につきましても、やはり原則として、そういうことがあるからといって地方団体に金を出させるわけにいかないのだということを、公社等にもはつきり考へてもらいたい。そういうことが、こういふやうな地方財政法の規定にまでなつて参つてきているわけでありませぬ。

○川村委員 これは電電公社だけの問題ではないと思いますが、その点、やはり関係の多い公社等については十分手を打っていただかないと、法律を作ったからといって、決して末端までその通りにうまく動くものじゃない。これは申し上げるまでもないと思いますが、このことをぜひお考え願いた

い。それから次に、付則になります。施行期日の問題です。先ほどお尋ねしました二十七条の新しく付けられた規定は、どうして三十六年四月一日から施行されるのですか。これだけ、どうして特別抜き出して施行をおくられておるのですか。同時にやってもいいのじゃないかと思うのですが。

○奥野政府委員 府県が市町村に負担金を求める。あるいは市町村が住民に負担を求めるというような問題は、予算をきめるときに大体同時にきまってくるのが通常の例でございます。この法律の通りですときは、すでに府県、市町村の予算が大部分でき上がってしまっておるわけです。三十五年度の予算に、そういうものを財源にしていろいろ事業をもうるんでおつたが、この法律が通ってから後にそれをやめなければならなくなってしまうと、事業の計画にいろいろ狂いが生じてくるということになりかねませんので、なるだけ一たび作られた計画につきましては、それを法律的に拘束をしないで、もとより自発的にそれを改めてもらいたいのでありますが、法律的に拘束してしまおうというようには避けたい方がよろしいのじゃないか。そういうこともございまして、その関係の規定だけは三十六年四月から、要する

に三十六年度の予算を作るときからは、はっきりこの法律ののっとっていただきたい。三十五年度の予算につきましては、この法律が若干おくれおられますので、非常な混乱を避けたい、こういう配慮であります。もとよりこの法律ののつとつた運営をしてもらうことを私たちは府県や市町村に期待はいたしておりますが、そういう方向で指導いたして参りたいと思っております。

○川村委員 なるほどお考えはよくわかりませんが、市町村や府県が三月に予算を通したと言われるが、これは私が知る範囲では、大体骨組みだけの予算であつて、六月ごろに三十五年度の本格的な予算を組むようです。大体骨格的な予算を組んでおつて、条例を作つたり、あるいはほんとの予算は大体六月ごろの議会で作つておるようです。そうすると、今話し合つておるわがらぬではありませぬけれども、あまりにも親切過ぎるというか、せつかつ法律ができたことしからびしゃつと実行できるようにされても何も不都合はないと思つてますが、どうでしょうか。

○奥野政府委員 私たちの気持は、一刻も早くこの法律の規定が動くように持つていきたい、こういうことでございます。しかし単独事業などは、当初予算から全体の計画を持つておるようでございます。公共事業などにつきましても、近來大体ある程度の見込みで計上しておこうというふうな努力をしているのであります。しかしながら、実際問題としてはそれはいかんない場合もございまして、御指摘のよう

に六年度に追加予算をすることが相当

でございます。しかし、そういうことでございまして、府県が町村に負担を求めるといふことで当初予算にかなり計上されているわけでございます。また分担金を求めるための条例なども実はあるわけでありませぬ。そういうことから、それを財源にして予算を組んでおるのに、それを混乱さしてしまつていくことは一応制度としては避けておきたい。しかし運営上はできる限りそういう方向に踏み出すことを期待していききたい、かように考えております。

○川村委員 最後に希望を申し上げておきたいのです。私は先ほど地財法等の關係で一、二お尋ねしたのでありますが、近ごろ財政運営においてもその他にいても、中央集権が強くなつたといふことがよく聞かれる、そういうことが議論の的になつていくことは御承知の通りであります。そこで地財法運営等についても、先ほど次官や局長から言われたように、非常に強圧的な考え方では思つていないのでありますけれども、やはり運営にあつてはその点よく気を付けていただきませぬと、おそれるこの条文を見たところの地方団体等の諸君は、そういう感じを受けるの

でありますから、十分一ツ気をつけて、国民からそういうような非難を受けたくないような立場でやつていただきたい、これを特に希望いたしておきます。

○飯塚委員長代理 速記をやめて。
〔速記中止〕

○飯塚委員長代理 それでは速記を始めて……

○川村委員 議事進行。それでは金曜なら金曜に、今の門司さんの質問のある間大臣に來てもらうというように御努力願つて、そのときに十分聞いていただくように進めていただきたい。

○飯塚委員長代理 委員長から申し上げますが、ただいま川村委員からの御提案に対して善処することをお約束いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時五十三分散会

地方行政委員会議録第三号中正誤	行 誤	正
一 退院料	退院料	正
二 地方公付税	地方交付税	
三 地方公付税	地方交付税	
地方行政委員会議録第十二号中正誤	行 誤	正
一 自治的な	自主的な	
二 自治的な	自主的に	
三 会話が出て	今話が出て	
三 機も熟して	機も熟して	
地方行政委員会議録第十三号中正誤	行 誤	正
一 公営企業の	農林漁業の	